議会改革特別委員会

平成27年4月3日

葛 城 市 議 会

議会改革特別委員会

1. 開会及び閉会平成27年4月3日(金)午後1時58分開会午後2時49分閉会

2. 場 萬城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委 員 長 覚 西井 副委員長 内 野 悦 子 委 員 川村優子 IJ 西川 朗 増 田 順 弘 IJ 藤井本 浩 IJ 吉 村 優 子 IJ 白 石 栄 一 IJ

欠席した委員 な し

- 4. 委員以外の出席議員 議 長 下村正樹
- 5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名 な し
- 6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 寺田
 馨

 書記
 中井孝明

 山岡
 晋

- 7. 調 査 案 件 (所管事項の調査について)
 - (1)議会改革について
 - (2) その他

開 会 午後1時58分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会します。

皆さん、こんにちは。3月議会も終わり、やっとやれやれというわけにはいきませんが、 大変お忙しい中、議会改革特別委員会を開会させていただきましたところ、皆さん参加、出 席いただきましてありがとうございます。

本日、前からの事項について、皆さん方のご意見を聞かせてもらいたいと思いますので、 どうかよろしくスムーズに運営できるようご協力の方、お願いいたしまして、簡単ではござ いますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

一般の傍聴についてお諮りします。本委員会において一般の傍聴を許可することとし、傍 聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴人入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件(1)議会改革についてを議題といたします。

本件につきましては、当委員会といたしまして、葛城市議会基本条例の制定に向けて、これまでの委員会で提案された、これからの議会改革特別委員会で審議すべき事項について、委員の皆さんのご意見をお伺いさせていただいておりました。委員会としては前回の8月25日に開催しておりますが、その前後に開催いたしました協議会の中でも委員の皆さんにご協力いただき、ご意見をいただいておりますので、まずその内容について事務局より説明願いたいと思います。

寺田事務局長。

寺田事務局長 失礼いたします。お手元に資料が2枚ございます。一番上の方の資料を見ていただきます。これまでの委員会などで提案されました、これからの議会改革特別委員会の審議すべき事項についてご説明いたします。

まず、資料に書いてますように、議会基本条例制定についてということで、8つの項目を 挙げていただいております。まず1番として、議員報酬について。2番として、会派制度に ついて。3番として、政務活動費について。4番、議会報告会について。5番として、日曜 議会、夜間議会の開催について。6番として、子ども議会の開催について。7番として、議 会インターネット中継について。最後に8番目として、反問権、議員間討議についてという ことで挙げていただいております。

これらの項目の決定内容の経緯につきましては、平成26年1月30日に開催されました本委員会にて、これまで議会基本条例制定に向けて、これからの議会改革をどのように進めるべ

きであるのかにつきまして、これまで実施されてきました葛城市議会におきます議会改革の内容や、以前から提案されてきました、これから審議すべき項目につきまして議論していただきました。その結果、今お手元に置いております資料に書いております8つの項目であります。そして、それにつきまして、審議の優先順位や勉強会の開催につきましては正副委員長に一任いただくということになっておりました。その後の協議会におきまして、4番の④の議会報告会並びに⑧の反問権及び議員間討議につきましての2項目を重点項目として、議会基本条例の制定に向けて、他市の取組み状況を踏まえまして協議いただいておりました内容についてでございます。これにつきましてご報告を申し上げます。

まず、反問権、議員間討議につきましては、基本条例を制定する際には規定を盛り込むことで決定していただいておりますが、どこまで認めるかといったルールづくりを慎重に審議していく必要があるというご意見もありまして、協議の結果、基本条例を制定するときには理事者に対して反問権を無制限に認めてしまうのではなく、奈良市や桜井市の基本条例の規定を参考に条例化すること、また議員間討議につきましても同様となりました。

続きまして、議会報告会につきましては大字懇談会となりましたが、全ての大字で実施するのは困難であることから、基本条例を制定する際には開催場所をどこかに指定し、年1回から2回開催する規定を盛り込むこととなり、基本条例を制定する前に、試行的に一度議会報告会を開催してはどうかということになりました。

そして、この協議会でご協議していただいた結果、時期といたしましては、今年6月議会 定例会の前後に行うことで決定し、詳細につきましては正副委員長に一任し、その都度会議 を開催して協議していくということになっておりました。

なお、この件につきましては、2月5日の全員協議会でも西井委員長から全議員に報告い ただいております。

以上で説明を終わります。

- **西井委員長** ただいま事務局より説明願いました内容について、何かご意見などはございませんか。 (「大体そんなもんやな」の声あり)
- 西井委員長 今までの協議会とかの結果として、どのところまで決まったかという説明ですので、ご 理解願えると思います。ご理解願えるようであれば、次に、事務局の説明にもございました 議会報告会についてでございます。

本件につきましては、この間、内野副委員長とともに相談させていただき、議会報告会について、どういった手法、日程で行うか協議、検討いたしました。その結果、名称は議会懇談会、内容については議会の制度と仕組みについてとして、議会及び議員の役割や権限、本会議の委員会などの審査、審議の方法や運営の仕方などを中心に、各委員会の委員長また議員に説明していただき、懇談会の最後に説明内容に対して参加者から質問を受けるような形にしてはどうかということになりました。また、場所及び日程については7月12日の日曜日の午前10時から新庄庁舎2階の204会議室にて行い、懇談会自体は1時間から1時間半くらいの間で行い、その後は議場を含めた庁舎5階フロアの見学をしていただき、お昼までに終了してはどうかと考えております。

今回、試行的ということでございますので、このような形式で行いたいと思いますが、このような案のことについて何かご意見等はございませんでしょうか。

白石委員。

- 白石委員 試行的にやっていこうという形で、議会報告会ということではなくて、基本はやっぱり議会報告会を基本条例の中に規定をして、そしてそれぞれの議会ごとに、議会で何が決まったかということ等をやっぱりちゃんと報告をしてご意見を伺うということになるけども、今回はそれとは全く別で、基本的な内容としては僕はこれでいいと思うんですけども、基本条例に規定される議会報告会とは全く別の意味で一度やってみるということで、このテーマ、この日程を選ばれたという認識でよろしいのかな。今後は、実際には、議会報告会という形でやっていくと。今回は初めてのこととして、一度懇談会という形でやると。こういう理解でよろしかったですね。
- 西井委員長 その件について、副委員長、また事務局ともどういうような形と、また場所設定とかいうことで協議しまして、確かに議会報告会という形になったら、ちょうど6月議会終わった直後であれば、6月議会の内容とか、また予算委員会が3月終わって予算の内容などを説明したらということになるけど、議員同士でも若干意見の違うことを住民も含めてというのは、試行的にやるのであれば意見の差を余り出さずに、一度こうではないかという形をしてもらってからでないと、最初から議論白熱しても、船を山に乗せるようなことになったら将来続けていくことができない問題があるということやね。やはり住民に報告する義務ということを考えれば、続けやすいようにするため、試行的にはまずその辺から説明をできるようにしたらどうかなということで正副委員長で相談した結果、なりましたので、白石委員おっしゃるように、その意味合いは十分理解しておりますので。

白石委員。

白石委員 皆さんも一緒だったかな、天理の市議会にお世話になって、基本条例の中身について勉強してきたわけですけども、その中で議会報告会のいろんな資料いただきましたね。なかなか、内容見たら大変なんですよね。準備が大変だし、どういう位置づけで、どういう形にしていくのか、その中で議員はどういう役割を果たすのか、どういう発言の内容や、どこまで議論するのかという点では一定のきちっとしたルールがないと、これはなかなか難しいというのは、もう僕も肌で感じてますから。確かにそれらを議会報告会という形でやろうと思えば、その前段の要綱というか、実施要綱というのが、それをつくるのがちょっと大変かなという気はします。そういう意味では、時間的なことからいったら、なかなかタイトかなというふうには思いますから。テーマとしては非常に、これはいいテーマやというふうに思います。これは懇談会として、これはこれでいいと思いますけれども、先ほど言ったように、実際に議会報告会をやっていこうとすれば、やっぱり実施要綱等の策定が事前に必要になるということですので、これらはやはり基本条例の策定とあわせて、きちっと準備をしていかないと、さあ来年やろうと言ったって、できないことに、またなりますので。その準備時間が要るから、そこは遺憾のないように準備をしていっていただきたい。確かに窮屈な議会報告会やなと、決まったことをきちっと言って、それぞれがどういう立場だった、ぐらいのことしか言

えないみたいな話でね。それがいいとか悪いとかは別にして、ですので、これはこれとして、 議会の制度と仕組みというのは、これは一番大事なところだというふうに思いますので、こ ういうことをご理解していただくということとあわせて、我々もそのことについて、もっと もっと勉強し深めていくということが必要ですし、これはこれでいいと思います。しかし、 きちっとした要綱等の準備をきちっとやっていかないと、いつまでたってもできないという ことを申し上げておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 試行的という言葉、ありましたけども、議会と市民と、意見というか交流というんですか、これを初めてするということについては、一歩一歩進んでいくのにこういう形で考えていただいたことについては、私もこれでいいかと思います。

今、白石委員がございましたように、今までから議論していた議会報告会というものは最終的にあるんだという中で第一弾はこうやということですけども、これに来てもらったときに、また議会だよりでどういう報告をするのかわからないですけども、1回目はこれで試行的にするんやということで、年にどれぐらいというのは決まってましたら。というのは、これは6月議会が終わったころにするねんということで、その次には9月議会があって、議会だよりなら議会ごとに年4回というようなことで発行してるわけですけども、今決まってないものであればまだいいけども、そういったことも、もう決まってるなら教えていただきたいです、予定としてね。そうじゃないと、懇談会に来られたときに次の話とかもできないので、どうかなと。

西井委員長 前の協議会とか委員会では、議会報告会については年に1回から2回という、そういう ふうな形でぐらいでしか決めておりません。ただ、6月議会をめどにというのはこれまでの 協議の中で、たしか決められてるということで、まず試行的に実施した上で、今年の6月議会が終わってからということで、時期を見定めて実施させてもらって、またその結果、皆さ ん方に意見を聞かせてもらって、また先ほど白石委員もおっしゃったように、やっぱり報告会としたらある程度ルールもつくり、また細目も決めながら、何回やろうかとか、また住民の参加具合も見ながら、より参加してもらえるように、中身の濃い発言というのもやっぱり 必要になってくるやろうし。ただ、せっかくのいいことをやりながら、濃い過ぎて住民同士でもいがみ合いでいくようなことまではないよう、ルールづくりというのは大切な問題。これはまた皆さん方とご協議しながら進めてまいりたいと思っております。基本的には年1回から2回ということで一応決めてるようですけど、まだ先ほど白石委員もおっしゃったように、基本条例できるまでは、その方向性で進みたいということでご理解願えますか。

ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 本来ですと、こういう議会報告会というのは、議員がそれぞれ自分の立場で活動報告とい うようなことをすればいいんですけど、なかなかそういうことも、現実、できないというふ うなこともあって、市民に対して、そういう議会の内容について報告というんですか、お知 らせする機会としては非常に、私、いい計画だなというふうに感じます。

ただ、内容がすごく、よくよく考えると難しいんかなと。というのは、審議した結果といいますか、内容をお伝えするということになりますと、これは理事者側が、市長等が大字懇談会とか行っていろいろとお話しされる内容と重複したりします。

それでこれ、1回目は制度と仕組み。2回目からは議会の内容についてということを計画されてるというふうに先ほどお聞きしました。結果的には、議会だより、いろいろと私も携わらせていただいて、1年ぐらい勉強させてもらって、議会だよりの内容の、何というんですか、実写版というんですか、ああいう審議をしている様子等をご報告すると。そういう内容が一番市民にとっては議会がどういうことをしているのかという活動内容に直結する内容で、その辺のところを重点的にやっていただくということが、一番議会の様子が手にとるようにわかるように、そういうところに意識していただくのがいいんかなと。これはもう、2回目の話なので。1回目はもう先ほどお聞きしました。こんなことをやっているという概略説明というふうにお伺いして、そういうことやと思います。2回からはそういう、特に審議の様子を重点的にやっていただいたらどうかな。多分そうなると思います。となると、全員来られないので議会だよりは必要かと思いますけれども、それをまたどうするのかということも、また後々残ってくる問題になってくるかなと思います。そういうふうにしたらいいと思います。お願いしときます。

西井委員長 また7月12日やった後に、来てくださった住民、また議員の意見も聞きながら、次するとしたらやっぱり先ほど白石委員おっしゃったように要綱みたいなものを入れながら、中身をどうするかということをまたお伺いし、次やるとしたらいろんな意見をお伺いした中でさせてもらうように計画を立てなければならないんじゃないかなと思いますので、今おっしゃった意見も次のときの計画の中で、事務局にも頭に入れといてもらって協議させてもらうということで思っております。

増田委員。

- **増田委員** 多分これ、次審議したらいいというようなもんやけど、恐らくこの7月12日にやったときに、最初はこういうことをしますと、次回からはこうですよということを、やっぱりもうその時点でイメージとして伝えないといけないと思うんですよね。何や中身だけかと、今回。中身というか概略説明かと。中身はどうなのかという意見が出たときの、いや、今後はこうしますよということを、もう持っておかないといけないと思うので、その辺のところ、あらかじめね。
- **西井委員長** なるほど。増田委員おっしゃるとおり、皆さん方、どのように思われますか。ただ、そのときに、次にはどのようにしますかということになったら、またそこまでの間に、要綱というのは難しいな。どうしたもんかな。

ただ、確かに7月12日に、きょうのはこんなんかという話が出てきたら、やはり次からは もうちょっと活発にしますよという。

白石委員。

白石委員 基本的な位置づけというのは、やっぱり議会基本条例はつくって、議会は、今ある例規集

の中で議会に関する条例や委員会規則があるわけですが、そうじゃなくて、議会としての最 高法規としてきちっと独立したもんとしてつくっていく。議会が議会としての機能は果たし ていくということが基本ですから、それに基本的には沿ったような形で議会報告会をやって いくという、そういう展望はきちっと示すべきだというふうに思いますね。これは、やはり 議会基本条例をつくって、市民の皆さんから本当にこの議会の役割をやっぱり果たしてほし いという、そういう強い要望を受けて、議会として、改革の一環としてこういうのはつくっ てるんだと。そして、まずはやはり、議会の仕組みとか役割とかそういうものをやった上で、 この議会基本条例に盛り込まれる議会報告会というのは目指して、それが定着するように準 備をしてやっていきますという。それはもう当然、参加していただいた方あるいは参加して いただけない方でも、やはり広報の中で、こういうものを議会基本条例の中に議会報告会と して位置づけてやっていきますと。それに向けて第一弾として議会懇談会をやって、その中 で意見も聞いたらいいじゃないですか。議会報告会、こういうものにしてほしいとかね。こ っちの方がやっぱり、こういうものをやりますという方が、今後はこういうことも目指しま すということを言って、それに対して市民の皆さんから意見をお伺いして、それらが反映で きるような議会報告会をやっていく。それを基本条例の中に位置づけていくというふうにし ていけばいいわけで、これはこれとして、やっぱり第一弾として市民の皆さんに議会の、僕 は、もうこれ、なかなかいいテーマやなというふうに思ってるんですけども、仕組みと役割 というのはね。そこから基本条例の話も入れてやっていけば十分ご理解いただけて、そうい う意見もいただけるというふうに思います。

西井委員長 そしたら今、増田委員おっしゃったように、確かに次のテーマというのはあるけど、皆 さんにどういうテーマというのは聞かせてもらって、また審議させてもらって、テーマはお っしゃるとおりにならないかもしれないけども、参考として聞かせてもらうということで。 また、それまでの間に各委員の、これをテーマにしたらいいとかいうことも聞きながら、次 のときにはもうちょっと中身に入ったやつを入れていくということで。 白石委員。

白石委員 僕はそんなに焦らんでもいいと思いますねん。だから、次のときにはちゃんとした議会報告会をやりますということでなくてもいいですから、やっぱり基本は市民の皆さんと意見交換をする場をつくるということが私は大事だというふうに思いますね。だから、こういうテーマでもいいですから1回、2回やってみて、そんな中でどういう議会報告会というのを目指していくのかということをそこでつくり上げていけばいい話でね。だからあんまり、もうこれやったから、次、議会報告会、今度は當麻地域でやります、次は新庄地域でやりますということじゃなくてもいいから、とにかくこういうことを議会は今取り組んでますよと。その一環として今回は議会の仕組みや役割をやりますと。もう一回ぐらい持って、皆さんの意見も聞いた上で、議会報告会だけじゃなくて、この議会に求められるいろんな意見を出してもらえば、それらをあわせて議会基本条例の中に生かしていくんだというスタンスで私はやると。とにかく、市民の皆さんとの意見交換をする場をつくると。しかし、やっぱりテーマは必要ですから、1つのテーマをつくって、そして意見交換をして、議会が目指す基本条例

をお示しをしながら、皆さんも一緒に考えていってもらうということだと思うんですけどね。 西井委員長 さすがにいい意見聞かせてもらえてありがとうございます。

川村委員。

川村委員 私も今、白石委員がおっしゃった、まず議会を知ってもらうという立場から、今回は議会の仕組みという、いきなり広いジャンル、審議されたこととか議論されたことの内容に直接触れるというプロセスではなく、今言ってた、まず議会、議場を見ていただいたり、それから特別委員会とか常任委員会とか、それぞれでどんなことを審議されてるのかというような、そういう議会としての仕組みの細かいパーツを分けて運んでいくというね。厚生文教常任委員会であったらどんなことを審議されてるんだろうと。市民の方に、きょうも議会改革特別委員会あるんですよって言っても、やっぱり市民の方はぴんとこないものもあるので、一体何を審議されてるのかというようなことも、ある一定の時間をかけて、そういうところから理解していただいて、そしてそれぞれの委員会の中で、また本会議の中で何を議論されてるのかというところに触れていくという順番を踏んでもいいかなというふうに、私もそう思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでございますので、今後についても、私もいろんな意見を聞かせてもらって勉強になったと思いますので、まず、議会懇談会という名前と、議会の制度、仕組みについてというテーマと、7月12日日曜日午前10時から、場所が新庄庁舎204会議室で行い、終了後、議会フロアの見学会ということ、皆さん方、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 そしたら、この内容について、ちょうど6月議会前ぐらいですか、議会だよりが発行されるのに、7月12日にするとしたら、議会だよりに、中に、やりますので来てくださいというPRを載せたらいいんじゃないかと思います。ただ、私も議会だより入らせてもらってるので、ちょっとその部分も議会だよりの方でスペース見といてくださいということをお願いしておりますが。

白石委員 それは、6月に発行するやつやな。そうでないとあかんわな。

西井委員長 そのときしかそういうことを載せられへんから、6月。その次は9月発行になるので。 そこに、議会報告会がこういうふうにされると、それでテーマはこれですと、どしどし来て くださいというふうにPRするとしたら、6月1日発行の議会だよりが一番適当な場所ということですので。若干は事務局でもそういうことで考えてもらいますが、こういうビラ、皆 さん方のテーブルにあります、この内容をわかりやすくするような形で、議会だより編集委員とも協力しながら入れるということで、皆さん方、ご了解願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 それと、きょう、この委員会を開かせてもらって、本番までに全員協議会なりを議長に お願いして、全議員がやはりこれをするのに何かに携わって協力してもらうというのは、議 会のことですので、必要性があるんじゃないかなと思いますので、そういう予定として考え といてもらえますか。議長、よろしくお願いします。

下村議長 わかりました。

西井委員長 ただ、その日の分担も説明も含めて、細かい打ち合わせはやはり当委員会でして、こういう機会に、全員がやっぱり参加しながら、また例えば、説明するのもある程度分担しといて、みんなが住民に何かしら説明する機会をつくるべきやと思います。委員長が勝手に決めたらあかんと言われるけど、せっかくの機会やから、やはり全議員が参加して何かしら説明発言をしてもらったり、またその後に5階の議会フロアの見学の中で場所ごとに誰かが説明なり、どういうことする場所なのか説明する役も決めさせてもらって、協力してもらうというのが必要でないかな思います。その辺の細かいことについては何回も協議会を開いて、皆さん方にご協力してもらって、またその結果も含めて議員にも協力してもらわないといけないと思います。まず正副委員長で考えさせてもらいたいと思います。皆さん方も、どしどしいい知恵をかしてください。先ほども白石委員もさすがに大先輩だけあるから、まずこういうふうな形でいいのではないかとか、いろんな意見、勉強になる意見をくださったと感謝しております。

その中で、皆さん方のいろいろな意見で、まず12日は成功裏に終わったという形に持っていきたいと思いますので、皆さん方ご協力お願いいたします。

白石委員。

- 自石委員 議会だよりに掲載をして市民の皆さんにお知らせをするということですので、この議会懇談会、議会の制度と仕組みについてというだけではちょっと、我々の意思がなかなか伝わりにくいので、議会改革あるいは議会基本条例の制定に向けてとか、一定の大きな目標というか、サブタイトルを入れるようにしたら、そういう議会改革、議会基本条例の制定に向けてこれをやりますというところまで、ちょっと工夫していただいて、この議会だよりの中に入れてほしいと思います。唐突に議会制度と仕組みについてということだけではなかなか伝わらないから、今、議会改革特別委員会の中で、議会改革の大きなテーマとして議会基本条例をつくっていこうということで取り組んでいるわけですから、それの一環としてこれをやっていくということでね。ひとつ、よろしくお願いしたいと思います。
- **西井委員長** 今、白石委員が提案されてることについて、皆さん方、よろしいでしょうか。 増田委員。
- **増田委員** 私のイメージでは、議会だよりに載せる内容としては、文章があると思うんですよ。議会では市民に開かれた云々というふうな文句があって、その辺のところに目的があって、具体的にはテーマがこれで、いつ何やるというものと、前の文章の中でその辺のところを文章化していただけたらわかりやすいかな。目的とかその辺のところ、伝わりやすいかなというふうに感じるんですけど。
- 西井委員長 余り、住民に議会基本条例というような言葉が前に出たらかた苦しくて、それ何かなというのも確かにあるので、その辺で、今、増田委員おっしゃったような形の中で。増田委員はたしか議会だよりの編集委員をしておられます。白石委員のおっしゃってることも参考というか、その辺も頭に十分入れた中で、議会だよりの方も含めて検討してもらうということ

でよろしいでしょうか。

白石委員 結構です。だから、リードを入れていただければ、もう、何も言う必要も何もないわな。 リードで、議会改革の一環としてやってますねんみたいな話にしたら、サブタイトルでなく ても、

それは結構です、大いに。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、この件については本日はこれまでといたします。

最後に、(2)のその他についてを議題といたしたいと思います。

何かご意見がございますでしょうか。

白石委員。

白石委員 議会改革とは関係ないかもわかりませんけれども、議会運営委員会を開催する予定がありませんので、ここには議会運営委員の委員がおりますので、一言、議長もおりますので、意見を述べておきたいというように思います。

それは、副市長の退任のことであります。副市長は3月末をもって退任をされたというこ とでありますけれども、実際、私には全く連絡がなく、私、残念ながらそのときは四国へ帰 っていたということもありますけれども、ありませんでした。ですから、ここにいなかった ということもあるんですけれども、やはり議会が権限の1つとして、同意権という形で行政 の重要な事務の執行、人事の執行に当たって、同意をするということで関与する、そういう 権限が与えられていて、それは賛成反対にかかわらず議会の意思として同意をしてるわけで す。ですから、そういうことから考えたら、やはりこれは、私たち議員が全く知らされてい ないというのは、いかがなものかというふうに思うんですね。もちろん行政も、当然このこ とについては議会の方に、議長の方に退任をされますということで連絡通知されているとい うふうに思うんですね。要は、議会としての対応が、やはりこれは問題であると。だから、 その辺は今後の取扱いとしてどのように考えてやるべきなのかということを、はっきりして おかなきゃならないというふうに思うんですね。その点について、これは議長がおられるか ら、どのような取扱いをされたのか、改めて議会運営委員会を開いてということであればそ の場でいいですけども、ここはそういう場じゃないですけども、議長としての所見を聞いて おきたいというふうに思いますし、また議会運営委員会としても、議会運営委員会にそれが ちゃんと伝わってたかどうかというのはわかりませんので、それは言えないけども、どのよ うな考えでこういうことになったのか、1回確認をしなければいけないというふうに思って ます。これは、格好悪い話ですよ。何も知らない。まだ、市内にいれば誰かから聞かせてい ただけるというのはあるかもわかりませんけれども、3月31日に帰ってきたらもう退任式も 終わってる、みたいな話やからね。この点、どのように取り計らっていただけるか、ちょっ と、議長おられるからお聞きしておきたいと思います。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 私もこの件について、議長と事務局にも口頭でですけれども、申し出しました。白石委員

は四国でしたけど、私、地元におりましたけれども全然聞いてませんし、ある市民の方から、もう退任式も終わってるとか議会からも花束したとか、そういうふうな話を聞いて、いやそれはうそですよと言ってたんですけど、実際にあったとか聞いてますので、これはやはりちょっと問題じゃないかなというふうに思います。

西井委員長 議長。

下村議長 今回の副市長の退任という件にまずつきまして、まずは任期途中ということもあります。 それと、議長、副議長には、突然ですけれども案内はありました。確かにありました。3月 25日ぐらいでしたか、この3月の30日か31日で副市長はもう退任されると聞いたのがそれぐ らいでした。正式には3月27日付であったと思います。3月30日に退任式を行うということ で、私、議長と副議長はその連絡を正式に受けました。それで、ほかの議員には、考え方な んですけれども、白石委員の言われるのも一理あると思うんですけれども、ほかの職員の退 任式とか就任式も多分案内は行ってないと思いますし、私、議長からも連絡をしなければな らないというような規則じゃないですけれども、そういうことも決まってないということで、 こういう人事のことは別に議員の皆さんにわざわざ連絡しなくてもいいということで、どの 議員にも正式には何も連絡はしてません。多分、退任式に出席された議員は、ホワイトボー ドか、それか、何か副市長か職員さんに聞かれて来たものと。私の口から来てくれとか言っ たこともないですし、それは参加するのは自由であると。来るな、来いというのは一切言っ たこともございません。その中で、花束を贈呈するというような話がありましたので、それ も自由やということで、どうしろこうしろということは、私、何も言っておりませんし、た だそういうことで退任式やられたので、後で吉村委員からも聞いたから、それであれば、今 後そういうふうにしていかなければならないのであれば事務局とも相談してそうやったらい いと思うんですけれども、今回のことは、私、別にそう何とも思わず、どの議員にも連絡は はっきりしておりません。

以上です。

西井委員長 吉村委員。

- **吉村委員** この件については、一般職ではなくて、議会の同意が必要である特別職の副市長の退任ですよね。そしたらやはり連絡は必要だというふうに私は思いますけれど。
- **西井委員長** ちょっとこれ、議会改革から大きく外れるので、まず閉じさせていただきたい。 白石委員。
- **白石委員** だから、それはそれでいいから、今後どういうふうに取り計らいをしていただけるのかということを、議長が、今後どうするかということについて議会運営委員会に諮問をし、今後するとか、いや、もうそれは今後もしないのか、協議してくれたら。
- **西井委員長** それでは、議長の方で今度、議会運営委員会のときに、どのように次、図るかということを諮ってもらうということでよろしいでしょうか。
- 白石委員 うん、だから、いやいや、よろしいでしょうかって、議長がそう言うてくれなかったら。
- **西井委員長** 議長の方から、何かの議案との議運を開かないといけないときに、この話をしてもらうということでよろしいか。

白石委員。

- **白石委員** 政治日程として、退任をされて副市長が空白になるということになりますと、これは市政 運営にやはり支障を来すわけですから、今、選挙をやられてますから、少なくとも前半戦の 選挙が終われば、今人選やられてると思いますけれども、政治日程とすれば臨時会が開かれ るのかなとか、いやいや、副市長いなくたって決裁にそんなに支障ないんだから、6月定例 会とか、いろいろ考えはあると思うけどね。我々はやはり一応そういう政治日程を考えるわ けですよ。やはり、空白をつくってはあかんということからね。だから、そういうことから しても、退任されたということがまず情報として入らない。いやいや、あんたら関係ないや んとか言われたらそれまでかもしらんけども、やはり我々は市民から負託を受けた政治家で あり議員であるわけですから、責任があるわけですよね。ですから、やはりこれは、今後の 取扱いは議会運営委員会でどのようにしていただけるか、これは議長の方から述べていただ きたいと思いますけれども、やはりその中で一定の議論をして、それこそ議会の仕組みと役 割、役割と仕組みということからしてどうなんかということもね。私はやはりちゃんと考え なきゃならないということだと思いますよ。これ、大変なことですよ。副市長が任期途中で 退任ですよ。これ、市政運営にとって大変ですよ。だからそこが、ただ議会の同意権との問 題もありますけれども、市政の運営にとって、やはりこれは皆さん議員がこういう行政と一 体となって、そういう問題を共有の認識として、後任をどうするんだということも含めて、 本来かかっていかないかん問題なんです。こんなん野党とか与党とか、そんなん関係ない話 ですよ。これはやっぱり市政運営上の、滞ったらいけないということなんですから。だから、 そこのところを私はやっぱり議員としての責任、議会としての責任というふうに思うわけで すよ。もちろん同意権との問題もあるよ、これはね。議会の権限として同意権に基づいて同 意する、意思決定をしてる、こういうことですから。それはそれとしてありますけど。だか ら、そこが、やはり議会運営委員会でちゃんとやっていただくということが必要だと思いま す。
- **西井委員長** この件は議会運営委員会の話に入りますので、一旦閉じさせてもうて、協議会にかえさせてもらいます。

ほかにないようでしたら、本日の委員会はこれまでといたします。

閉 会 午後2時49分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西井 覚